

J P T E C ミニコース規程

第1条 本規程は一般社団法人 J P T E C 協議会定款施行規則第7条の2第2項に基づき J P T E C ミニコース(以下「コース」という。)の実施に際し必要な事項を定める。

第2条 コースは座学および実技から構成する。

2 座学の学習内容は、次のとおりとする。

- (1) 外傷総論 外傷の疫学、J P T E C (ロード&ゴー) の概念とミニコースの位置づけ
- (2) 観察処置総論 外傷傷病者観察処置の流れ、デモンストレーションと解説
- (3) 観察処置各論 状況評価、初期評価、全身観察、局所観察

3 実技の学習内容は、次のとおりとする。

- (1) 観察要領 初期評価—全身観察
- (2) ログロール
- (3) 脊椎運動制限およびその解除
- (4) (腹臥位からの) 体位変換
- (5) 頸椎カラーの装着
- (6) 気道管理
- (7) 処置 フレイルチェスト、開放性気胸、腸管脱出、穿通性異物、骨盤骨折、止血、骨折肢の固定
- (8) シナリオステーション 初期評価から収容まで

4 座学および実技の学習内容に付加することは妨げない。

5 座学の一部を J P T E C プロバイダーコース e-learning (以下「e-learning」という。)に置き換えることができる。

6 コースの総時間は 4.5 時間以上とする。座学の一部を e-learning とする場合の総時間は 3.5 時間以上とする。

第3条 コースの全カリキュラムを修了した者に修了証を交付する。

第4条 コースに指導者、コース運営担当者およびコース世話人を置く。

- 2 指導者は、JPTECインストラクターまたはJPTECプレインストラクターでなければならない。
- 3 8名の受講者に1名以上のJPTECインストラクターである指導者を置く。
- 4 コース運営担当者はコース運営全般を担当する。コース運営担当者は1名とし、JPTECインストラクターでなければならない。
- 5 コース世話人は、コースの質を保証する。コース世話人は1名以上とし、指定地域組織の世話人でなければならない。
- 6 医学的な質を担保するため指導者、コース世話人およびコース運営担当者のうち1名は医師の資格を有するJPTECインストラクターでなければならない。
- 7 コース運営担当者およびコース世話人は、指導者を兼ねることができる。
- 8 コース世話人は、コース運営担当者を兼ねることができる。

- 第5条 コース世話人またはコース運営担当者は、コース開催日の原則10日前までに、JPTECコース開催申請書（様式1）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に申請しなければならない。
- 2 指定地域組織の代表は、前項の申請内容に過誤がない場合は、審議を経ることなくコースの開催を承認するものとする。指定地域組織の代表は審議に際し疑義が生じたときはコース世話人に報告を求めることができる。
 - 3 コース世話人またはコース運営担当者は、コース開催日の原則10日後までに、JPTECコース開催結果報告書（様式2）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に結果を報告しなければならない。

附 則

本規程は、平成28年7月1日から施行する。